

保険料率の試算等について

平成19年10月18日

1

本日の説明内容

- 1 群馬県広域連合の保険料率について
平成19年10月15日における試算値
- 2 後期高齢者医療における給付等について

2

1 群馬県広域連合の保険料について
平成19年10月15日時点試算値

3

1人当たりの保険料

1人当たり保険料額
= 被保険者均等割額 + 1人当たり所得割額

↓
被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率

4

保険料の算出方法

- ①費用－収入＝保険料収納必要額
- ②保険料収納必要額÷予定保険料収納率＝保険料総額
- ③保険料総額＝所得割総額＋均等割総額
〔 0.85_{※注} : 1 〕

所得割率(%)＝所得割総額／所得金額の合計額

均等割額(円)＝均等割総額／被保険者数

注)平成19年10月15日現在、国からの指示により算出

5

費用の内訳

①給付費等総額	3,340億円
②財政安定化基金拠出金	3億円
③保健事業に要する費用	21億円
④審査支払手数料	12億円
⑤葬祭費その他	29億円
合計	3,405億円

※群馬県における20年度、21年度の2年間の推計値

6

収入の内訳

① 国等からの補助や世代間負担

- 国・県・市町村負担金,補助金 1,351億円 ^{40%}
- 調整交付金 262億円 ^{8%}
- 後期高齢者交付金 1,431億円 ^{42%}
(国保、政管健保、健保組合等から) 若い世代からの支援金

② 後期高齢者からの保険料 361億円 ^{約10%}

合計 3,405億円

※群馬県における20年度、21年度の2年間の推計値

7

保険料総額の試算

① 費用 - 収入 = 保険料収納必要額

3405億円 3044億円 361億円

② 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率

361億円 98.6%

介護保険の収納率を参考

= 保険料総額(2年間)

366億円 → 183億円 ^{1年分}

※平成19年10月15日現在の推計値

8

所得割率・均等割額の試算

保険料総額 = 所得割総額 + 均等割総額

183億円 84億円 99億円
 〔 0.85 : 1 〕

所得割率(%) = 所得割総額 / 所得金額合計額

8% 84億円 105億円

均等割額(円) = 均等割総額 / 被保険者数

42,300円 99億円 23万4千人

※平成19年10月15日現在の推計値

9

保険料率の試算結果

• 所得割率 8%

• 均等割額 42,300円

※平成19年10月15日現在の試算値

10

①年金208万円を受給(単身世帯)

年金208万円－公的年金等控除120万円－基礎控除33万円
＝ 55万円(賦課対象所得)

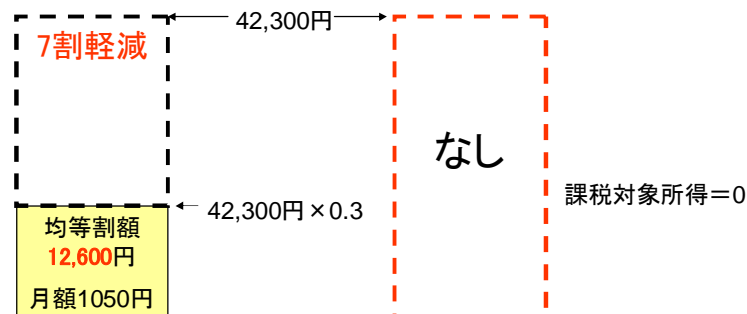
〔所得割額〕	44,000円	}	保険料
	(55万円 × 0.08 = 44,000円)		86,300円
〔均等割額〕	42,300円		(月額約7,200円)

11

② 基礎年金79万円を受給(単身世帯)

【均等割】

【所得割】



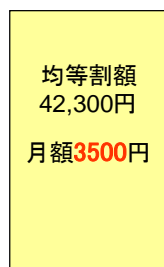
保険料 = 均等割額12,600円 + 所得割額0円
= 12,600円(月額1,050円)

12

③ 自営業者の子供(世帯主)と同居する人

子の年収390万円、親の基礎年金79万円

【均等割】



【所得割】



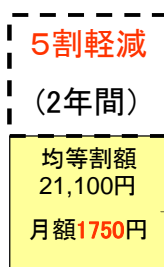
保険料 = 均等割額42,300円 + 所得割額0円
= 42,300円 (月額3,500円)

13

④ 被用者の子供(世帯主)と同居する人

子の年収390万円、親の基礎年金79万円

【均等割】



【所得割】



保険料 = 均等割額21,100円 + 所得割額0円
= 21,100円 (月額1,750円)

14

⑤ 夫婦ともに後期高齢者医療に加入する場合

夫75歳年金400万円、妻75歳年金350万円

	【所得割】	【均等割】	【保険料】
夫	183,600円	+	42,300円
			= 225,900円
			(月額18,800円)
	$400\text{万円} \times 0.75 - 37.5\text{万円} - 33\text{万円}$ \downarrow 控除後所得2,295,000円 $\times 0.08 = 183,600\text{円}$		
妻	153,600円	+	42,300円
			= 195,900円
			(月額16,300円)
	$350\text{万円} \times 0.75 - 37.5\text{万円} - 33\text{万円}$ \downarrow 控除後所得1,920,000円 $\times 0.08 = 153,600\text{円}$		

15

⑥ 夫が後期高齢者医療、妻が国民健康保険の場合

夫75歳年金400万円、妻72歳年金350万円

	【所得割】	【均等割等】	【保険料】
後期高齢 夫	183,600円	+	42,300円
			= 225,900円
			(月18,800円)
	計算式は④の夫と同じ		
国保 妻	144,000円	+	36,500円
			= 180,500円
			(月15,000円)
	(例) 所得割7.5% 均等割額26,000円、平等割21,000円		
	所得割額144,000円 + 均等割額26,000円 + 平等割10,500円 (5割軽減)		
	↑		
	控除後所得1,920,000円 $\times 0.075$		

16

保険料の不均一賦課(検討案)

医療費の地域格差による保険料率の特例
(高齢者医療確保法による経過措置:6年間)

市町村1人当たりの老人医療給付費が、県平均より20%以上低い市町村



上野村、甘楽町、六合村



所得割率約1%、均等割額5,000円前後の軽減

17

保険料の減免について

①災害による減免(被保険者、世帯主)

震災、風水害、火災等の災害により財産について著しい損害を受けた場合

②収入減による減免(世帯主)

病気、失業、農作物の不作等により収入が著しく減少した場合

③収監による減免(被保険者)

刑事施設や労役場などに拘禁された場合

18

保険料率の最終決定時期

〔広域連合議会〕

日時：平成19年11月13日（火）

午後1時30分～

会場：群馬県市町村会館 2階大会議室

上記議会において、保険料率等に関する
条例が審議され決定します。

19

2 後期高齢者医療における給付 等について

20

給付内容

- ①医療給付
- ②葬祭費(任意給付)
- ③傷病手当金(任意給付)
- ④保健事業(努力義務)

21

① 医療給付

新しい診療報酬体系により医療を受けることとなります。

〔現在検討中の国審議会整理案の一例〕

主治医が患者の療養や生活指導を行う総合的な取り組みの推進



頻回受診や重複検査、重複投薬を抑え、医療費の適正化を図る

22

② 葬 祭 費

- 被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給する予定です。
- 1件あたり、5万円とします。

〔理由〕

県内市町村国保の支給状況を参考に

23

③ 傷病手当金

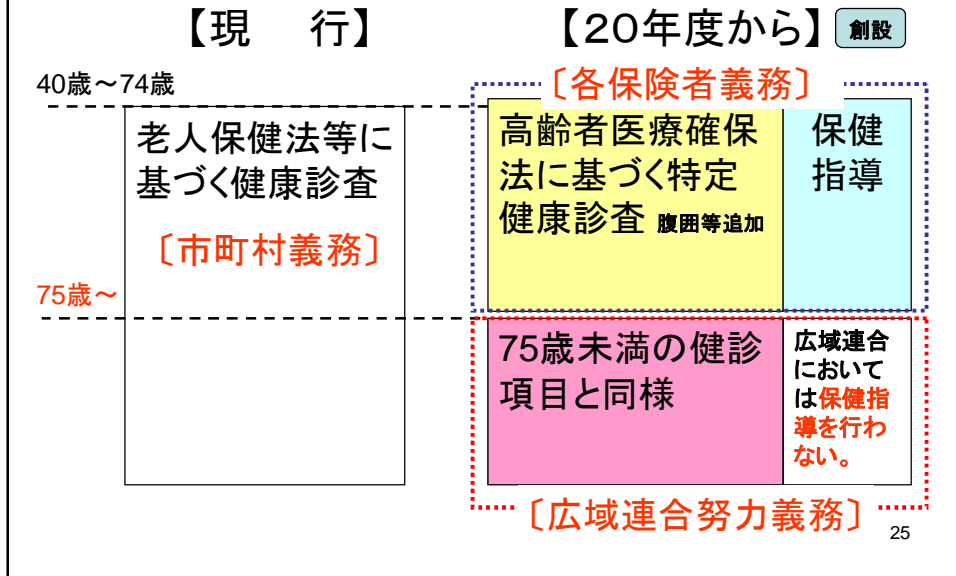
任意給付として考えられる傷病手当金は、支給しない。

〔理由〕

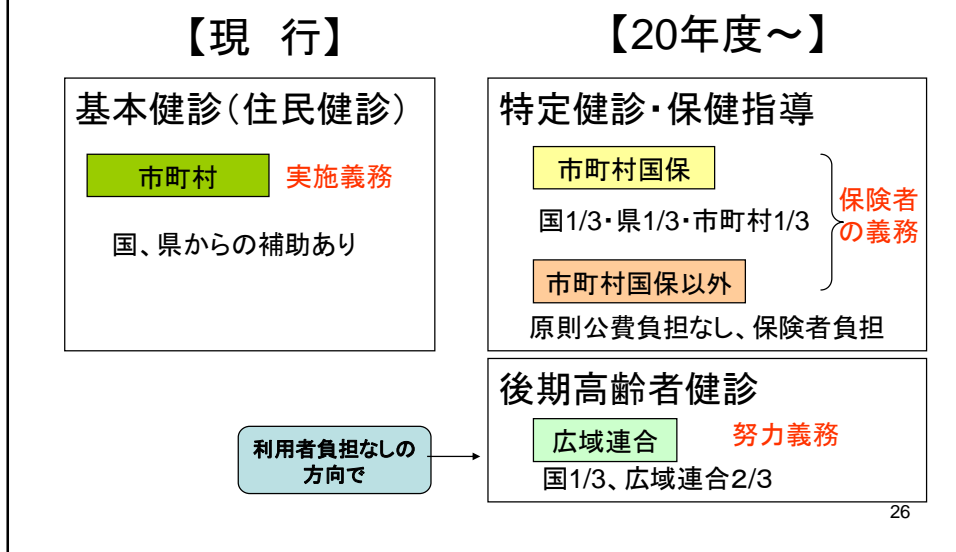
市町村国保では支給されていないため

24

④ 保健事業の対象



健診費用の負担



〔保健事業の健診予定項目〕

現在、市町村で行われている住民健診
と同等の項目を予定している。

(例)

脂質……中性脂肪、HDL等

肝機能……AST(GOT)等

血液……赤血球数等

眼底検査、心電図検査など

27